

住宅手当緊急特別措置事業 ～離職によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ～

平成21年10月より、離職者であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象に、6ヵ月間を限度として住宅手当を支給するとともに就労支援等を行います。
手当の支給額は、単身世帯の場合で24,600円/月(上限額)です。

支給対象者

- 支給申請時に以下の要件の全てに該当する方。ただし、手当支給期間中は常用就職に向けた就職活動を行うこと。
- 1) 2年以内に離職した方
 - 2) 離職前に、自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方
 - 3) 就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申込みを行う方
 - 4) 住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方(喪失するおそれのある方は下記の5)および6)に該当し、賃貸住宅等に入居している方)
 - 5) 原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計を一にする同居の親族の収入の合計が、次の金額以下であること。
単身世帯…8万4千円/月 複数世帯…17万2千円/月
 - 6) 生計を一にする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。
単身世帯…50万円 複数世帯…100万円
 - 7) 国や自治体が実施する類似の貸付または給付等を受給していない方。

★生活福祉資金(総合支援資金)

賃貸住宅の契約を結ぶ際には敷金・礼金等の「初期費用」が必要となります。そこで、「初期費用」の支払いが困難な方や生活費が必要な方は、「生活福祉資金(総合支援資金)」を利用することができます。継続的な生活相談や生活支援等と併せて、生活費および一時的な資金を貸付け、生活の立て直しを支援するための融資です。

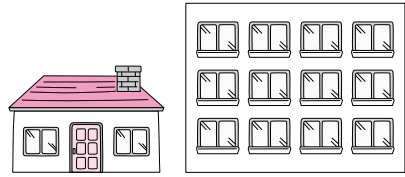
- 1) 住宅入居費：40万円以内
 - 2) 生活支援費：単身世帯…15万円以内/月(最長1年間) 複数世帯…20万円以内/月
 - 3) 一時生活再建費：60万円以内
- ※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%

★臨時特例つなぎ資金

住宅手当を受給するまでの生活費が必要な方は、「臨時特例つなぎ資金」を利用することができます。公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の融資です。
10万円以内/月 ※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

受給方法・手順

- ①丹南健康福祉センターで制度等についての説明を受ける。
- ②離職関係書類等の証明書類を添えて「住宅手当支給申請書」を提出する。
- ③住宅を喪失している方は、
 - 不動産仲介業者等で入居希望住宅を探す。
 - 審査後、「住宅手当支給対象者証明書」が交付される。
 - 証明書を持参し、不動産仲介業者等において住居の賃貸借契約を結び、入居する。
 - 契約書の写し等の必要書類を提出後、「住宅手当支給決定通知書」が交付される。
- ④入居住宅の貸主等に、住宅手当が振込まれる。



★就職安定資金

事業主の都合(解雇等による雇止め)による離職者のうち、離職に伴い住居喪失状態となっている方に、住宅入居初期費用等の資金を貸付けることで、住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援するための融資です。

- 1) 住宅入居初期費用：貸付上限額 50万円
- 2) 家賃補助費：貸付上限額 36万円(6万円×6ヵ月)
- 3) 生活・就職活動費：貸付上限額 100万円

★訓練・生活支援給付

雇用保険を受給できない方が、給付対象の職業訓練を受講する場合に、主たる生計者に対して訓練期間中の生活費を給付します。
単身者…10万円/月 扶養家族を有する方…12万円/月

■問合せ

- 住宅手当緊急特別措置事業
丹南健康福祉センター Tel 22-4135
- 生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金
南越前町社会福祉協議会南条本所 Tel 47-3767
今庄支所 ☎ 45-1175 河野支所 ☎ 48-2260
- 就職安定資金、訓練・生活支援給付
ハローワーク武生 Tel 22-4078

子育て支援センターだより



■問合せ 南条子育て支援センター Tel 47-2411 今庄子育て支援センターわかば ☎ 45-0788

11月の主な活動

【今庄子育て支援センターわかば】

- 4日(水) 焼き芋をしよう(雨天順延)
時 間 10時～11時30分
- 12日(木) 出前食育講座
時 間 10時～11時30分
場 所 今庄保健センター

【南条子育て支援センター】

- 5日(木) 焼き芋をしよう(雨天順延)
時 間 10時30分～11時30分
- 27日(金) クリスマスの飾りを作ろう
時 間 10時～11時30分
場 所 南条保健福祉センター

【南条・今庄子育て支援センター合同】

- 10日(火) 子育て教室(ミニ運動会)
時 間 10時～11時30分
場 所 南条保健福祉センター

11月の保育所開放日

- 5日(木) 河野保育園(散歩にいこう)
12日(木) 南条保育所(あそびにおいで!)
- 17日(火) 今庄なないろ子ども園
(いっしょにあそぼう)
- 18日(水) 湯尾保育所(好きな所であそぼう)
- 19日(木) 南条第二保育所(あそびにおいで!)

絵本となかよし

「ぴよーん」 まつおかたつひで

飛び上がるのが大好きな動物たちと一緒に「ぴよーん」と、思わず体全体を動かしたくなる絵本。
ページをめくるたびに、驚きと喜びが赤ちゃんを楽しませます。

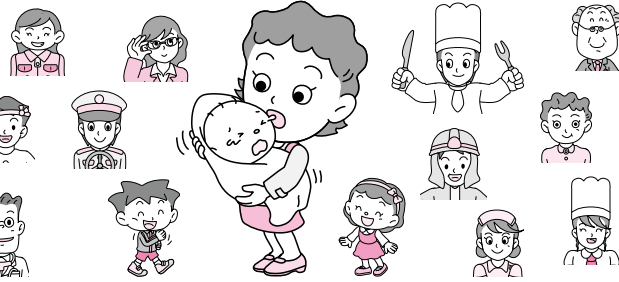


はじめよう!「ママ・ファースト運動」 ～11月はママ・ファースト運動強化月間です～

「ママ・ファースト運動」は、妊娠中の方や子ども連れの方を優先したり、手助けする取組みを通して、子育てにやさしい社会を目指す運動です。
妊娠中の方や子ども連れの方を見かけたら…

- ★電車やバス等で席を譲ってあげましょう。
 - ★荷物を持ってあげましょう。
 - ★スーパーのレジや駐車場での優先に協力しましょう。
 - ★ベビーカーでの段差の上り下りを手助けしましょう。
- ※すまいるFカードの申込み随時受付中!

ママ・ファースト運動の一環として、18歳未満のお子さんが3名以上いる子育て家庭は、県内の協賛店でカードを提示すると割引や特典が受けられます。カードの発行を希望する方は申込みをしてください。



■申込み・問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007

『Sマーク』のあるお店を利用しましょう! ～11月はSマーク標準営業約款普及登録促進月間です～



標準営業約款制度は、消費者保護の観点から、設備、損害賠償保険等について厚生労働大臣が認可した約款に従って営業するお店を登録する制度です。

現在、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」で登録することができ、登録店は3つのSを約束する『Sマーク』を掲げています。

Safety 安全

損害賠償責任保険に加入済みです。万一の事故にもきちんと対応できます。

Standard 安心

サービス内容をはっきり掲示します。安心できるサービスを約束します。

Sanitation 清潔

施設・設備の一定の基準を守って、衛生管理をきちんと行います。

■問合せ 福井県生活衛生営業指導センター
Tel 0776-25-2064